

設計 令和 年 月 日			
設計		検算	

## 仕 様 書

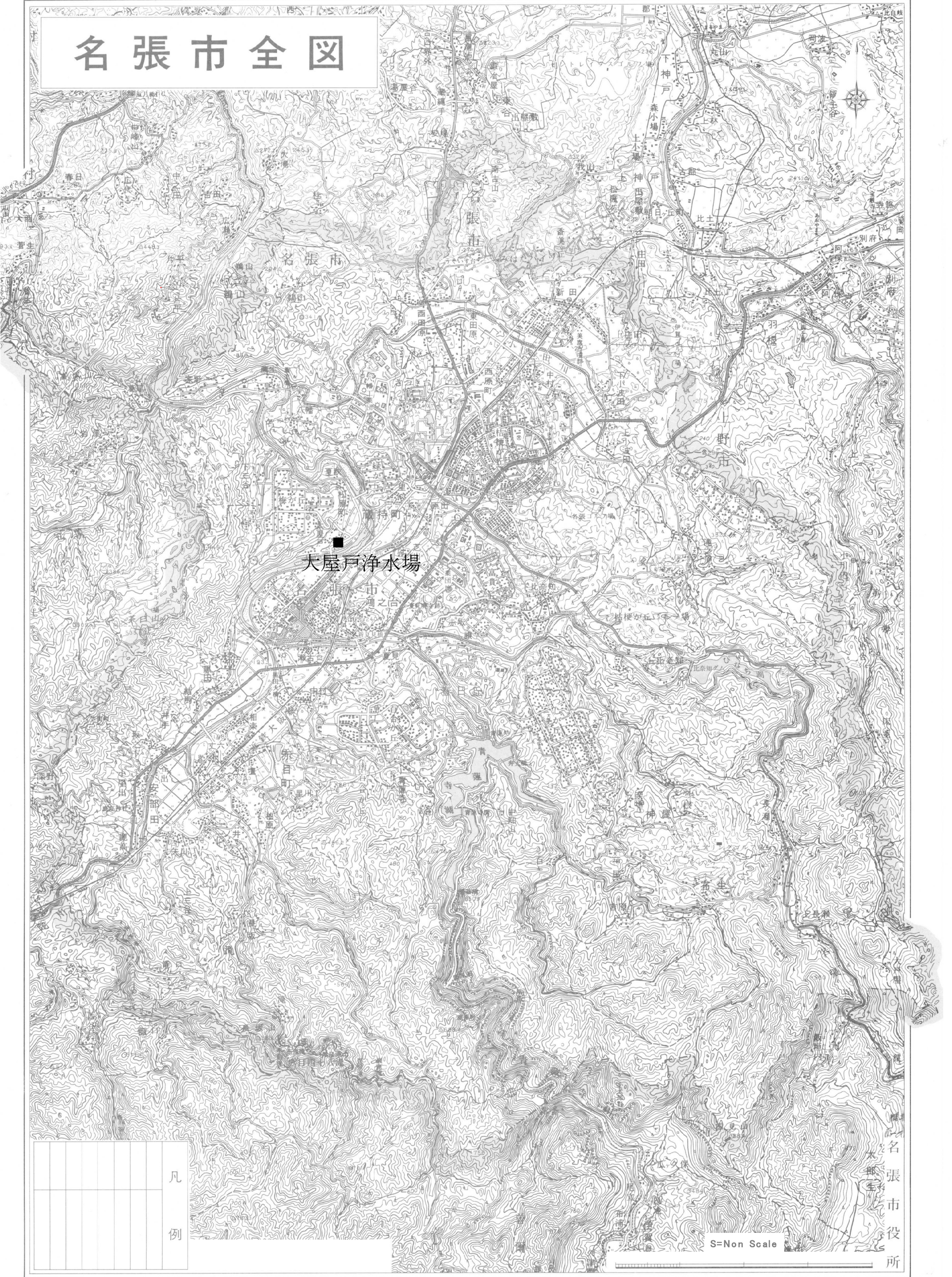
1. 件 名 大屋戸浄水場浄水脱水汚泥収集運搬業務委託
2. 番 号 令和3年度（ ）第 原委2 号
3. 場 所 名張市 大屋戸 地内
4. 明細書 下記のとおり

### <明細書>

名 称	仕 様	予定数量 (トン)	単価 (円/トン)	設計金額 (円)	備 考
汚泥の搬出、収集運搬から処理までの業務	別紙のとおり	180			
計					
消費税相当額					
合 計					



# 名張市全図



大屋戸浄水場

										凡
										例

S=Non Scale

名張市役所



令和3年度

大屋戸浄水場浄水脱水污泥収集運搬業務委託

仕 様 書

名張市

## 1 適用範囲

本仕様書は、「大屋戸浄水場浄水脱水汚泥収集運搬業務委託」（以下「業務委託」という。）に適用する。

## 2 目的

本業務委託は、大屋戸浄水場において、浄水処理により発生する浄水脱水汚泥（以下、「浄水汚泥」という。）の収集運搬に係る業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の規定に基づき、名張市（以下「発注者」という。）が受注者（ここでいう受注者とは、本業務委託の受託者を言う。）に委託する収集運搬について必要な事項を定めるものである。

## 3 委託期間

契約日から令和4年3月31日までとする。

## 4 業務委託の範囲

(1) 受注者が業務委託を行う浄水汚泥の発生場所及びその処理予定数量は、下記のとおりとする。

発生場所	所在地	連絡先	予定数量
大屋戸浄水場	三重県名張市大屋戸 352-86	0595-63-4117	約 180 トン

(2) 受注者が業務委託を行う浄水汚泥（到着時有価物）の運搬先は、下記のとおりとする。

運搬先	所在地
株式会社瀬戸ヶ原花苑 関西工場	三重県伊賀市予野 3189-22

(3) 受注者が収集運搬する浄水汚泥について、廃掃法に規定される産業廃棄物の種類は「汚泥」である。なお、過去に金属等の含有組成分析及び溶出試験を行った結果は、別紙1のとおりである。また、単位容積質量 0.6 kg/L、比重 1.2 程度である。

(4) 業務委託の内容

### ア 浄水汚泥の積込、収集運搬

発注者が大屋戸浄水場の脱水機棟に設置している汚泥貯留ホッパーから浄水汚泥を直接積込後、運搬先まで収集運搬すること。

本業務委託に使用する車両については、コンテナ又はダンプトラック仕様とし、詳細は次のとおりである。呼称7トン車以上の車両であること。なお、呼称7トン車とは最大積載重量7トン前後の車両をいう。敷地・施設建屋内等に車両を進入させ、浄水汚泥（固形分・水分問わず）を落下又は飛散させることなく搬出搬入が可能な車両形状であること。脱水機棟入口高さ 3500mm ホッパー長辺 2420mm である。詳細は別紙2脱水機設備機器配置図参照のこと。

### イ 過去の排出実績

過去の実績を別紙3に示す。別紙3の実績は内法高 1500mm の深ダンプ車によるものであり、深ダンプ仕様でないダンプ車では脱水機棟の構造



により4トン程度の積載実績となるので注意すること。ただし、別紙3の実績及び積載量は目安であり、今回の発生量を決定するものではない。排出量は、脱水機棟の汚泥貯留ホッパーに設置されている計量器により行うこと。また、点検整備、故障等により少量での収集運搬を行う場合がある。なお、点検整備、故障等発注者の都合により排出量が3トンに満たない場合は3トンとして取り扱う。

落下及び飛散防止に努めること。また、周辺地域の住環境を考慮し、作業の待機中はもちろんのこと、作業の際も極力、アイドリングストップを実践する等、発注者の指示に従い、騒音・振動防止とともに事故防止に十分配慮の上、作業を行うこと。

#### ウ 収集運搬日時及び1日または1箇月あたりの収集運搬回数

原則、土日祝日を除く平日の収集運搬が可能であること。原則、発注者の指定時間に収集運搬が可能であること。

詳細は、3、4で示す契約期間内予定数量、指示時点での浄水処理状況、運搬先の処分能力及び運搬先の意見等々から総合的に判断して、別途監督員が指示する。

#### エ その他

廃掃法に定められた産業廃棄物収集運搬業者として必要な業務を遵守すること。なお、産業廃棄物収集運搬業者は運搬先まで運ぶこととし、積み替え保管は行わないこと。

### 5 業務委託の実施基準

廃掃法その他関係法令に定められた基準を遵守すること。

### 6 報告

(1) 受注者は、発注者から委託された業務が完了した後、月に一度発注者指定の業務完了報告書を作成し、受入記録(排出者用)及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)のA表・同B2票とともに発注者に提出する。なお、電子マニフェストを使用する場合は電子マニフェストへの登録をA表・同B2票の提出として扱う。

(2) その他、必要な書類。

### 7 責務

(1) 発注者は、受注者の求めに従い、収集運搬を委託する浄水汚泥について、産業廃棄物の種類、性状(形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿、排出量等の必要な情報を通知する。

(2) 発注者は、収集運搬を委託する浄水汚泥に、到着時有害物に支障を生じさせるおそれのある物質を混入させないように注意する。

(3) 受注者は、発注者から委託された浄水汚泥の収集運搬において、廃掃法に基づき適正に処理する責務を負う。

(4) 受注者は、近隣住民等から苦情等が発生した場合は速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、誠意をもって対応すること。



## 8 危険の負担

業務委託実施中又は業務委託実施に起因すると判断される事故等が発生した場合は、その責任はすべて受注者の負担とする。

## 9 契約の解除

発注者は、受注者がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

## 10 その他

発注者は受注者から業務完了報告書を受領し、かつ、その業務が適正に完了したことを確認後、受注者は月の合計排出量に契約単価を乗じて、円未満を切り捨てた額を請求することとし、その代金は発注者が受注者に支払うこととする。その処理単価については、別途、廃掃法に基づく産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書に明記した額とする。

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従いその都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決める。